

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人柴田学園
② 設置大学名称	柴田学園大学
③ 担当部署	庶務課
④ 問合せ先	0172-33-2289
⑤ 点検結果の確定日	2026 年 8 月 31 日
⑥ 点検結果の公表日	2026 年 9 月 18 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://univ.shibata.ac.jp/information/
⑧ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	ホームページや学生便覧等を通じて広くステークホルダーや学生に公表している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	3つの方針（ポリシー）を定め、ホームページや学生便覧で公表している。実質化に関わる点検・評価に関しては、大学の自己点検・自己評価委員会が担当し、その結果を教授会で協議し、教育の質向上に取り組んでいる。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、学則第 35 条により「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められており、第 37 条において「教授会は学長がこれを召集し、その議長となる」と示されている。学則第 39 条には、学長が決定を行うにあたり教授会が意見を述べる事項について定められている。各学科に学科長を置いて学科を運営管理し、学長と学科長を大学運営会議の委員として教学組織を運営する体制を構築している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	大学運営における教職協働を推進するため、各種委員会には事務職員を庶務担当として配置し、教員と職員の緊密な連携による業務推進を図っている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上を図るため、FD 委員会および SD 委員会を設置し、中期計画・事業計画に策定された毎年の方針に沿って活動している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学園法人主導で5年間の中期計画に策定しており、大学も同じ期間での中期計画を策定し、可能な限り具体的な数値目標を設定して、その実現に向けて活動している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画を基に、各種委員会では関連する計画の進捗状況を定期的に確認している。自己点検・自己評価委員会が定期的に全体の進捗時状況を把握し推進することで進捗管理を行う。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は生活創生学部の単一学部で構成され、その中に 3 学科を有している。健康栄養学科は、管理栄養士と、家庭科教員や栄養教諭を養成する課程で、栄養面での健康増進や食育を推進する人材を輩出し、毎年、高い管理栄養士国家試験合格者を維持している。こども発達学科は、卒業時に保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の免許・資格を同時取得が可能で、こども教育の専門家を輩出し、青森県や首都圏等で高い教員採用合格者を維持している。フードマネジメント学科は、食資源に関わる生産・流通・加工・開発・販売等に専門性の高い 4 種の資格取得が可能で、地域の活性化に貢献が期待される食のスペシャリストを育成している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域資源活用研究センターを設置し、公開講座と出前講義等の開催や地域企業との連携活動等を担当し、大学の知を地域に還元できるよう、社会貢献と地域連携を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	学生の多様性を受容する体制として、学生相談室において障がいを持つ学生への合理的配慮に対応している。学生相談室に公認心理師をカウンセラーとして配置して初期対応を行い、教職員組織と連携して継続的支援を図っている。学長が相談室長を務め、多様な事例に対し柔軟で臨機応変な対応に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 7 年 4 月 1 日施行の改正私立学校法に基づく本学の役員構成の中での女性数／構成人数は、理事会では 2/5、監事では 1/2、評議員会では 2/8 である。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	柴田学園寄付行為の第 6 条に定める理事選任委員会を設置し、第 8 条に明確化された理事の資格と構成を遵守し、透明性を持って理事人材の確保に努めている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	柴田学園寄付行為において理事会の運営方法は規定され、透明性は確保されている。理事会は評議員会の協議案件を準備し、評議員会の協議結果を受けて理事会

	において審議を行っている。この過程で理事長が評議員会に出席し、必要に応じて説明を行っており、理事会と評議員会の協働体制は確立している。
実施項目 3-1③	説明の
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会の開催においては、会議資料等の情報提供を事前に行い、会議での不足情報は後日に周知する等を行っている。また、大学運営等に関して学内外で開催されるの研修機会の情報提供も行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	柴田学園寄付行為において、監事の選任基準は第 22 条、第 23 条、会計監査人の選任基準は第 50 条に明確に示され、監事・会計監査人の選任はこれに基づいて行われ、透明性は確保されている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	柴田学園寄付行第 50 条に監事と会計監査人の連携により遂行する業務手順が規定されており、これが遵守されている。内部監査室による内部監査は、学校法人柴田学園内部監査規程によって進められ、その結果は監事と共有されている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が出席する理事会・評議員会の開催において、監事には事前に会議資料等の情報提供を行い、会議での不足情報は後日に周知する等を行っている。また、必要に応じて監事が各部局・部署の担当者と意見・情報交換する機会を設けている。大学運営等に関して学内外で開催されるの研修機会の情報提供も行っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	柴田学園寄付行為の第 5 条に評議員の構成割合（人数）が記載され、第 32 条、第 33 条には評議員の選任方法や属性についての考え方が明示されており、選任にあたって評議員会はこれを遵守している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	柴田学園寄付行為において評議員会の運営方法は規定され、透明性は確保されている。理事会は評議員会の協議案件を準備し、評議員会の協議結果を受けて理事会において審議を行っている。この過程で理事長が評議員会に出席し、必要に応じて説明を行っていることから、理事会と評議員会の協働体制は確立している。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会の開催においては、会議資料等の情報提供を事前に行い、会議での不足情報は後日に周知する等を行っている。また、大学運営等に関して学内外で開催されるの研修機会の情報提供も行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画、の策定・活用	学園に「学校法人柴田学園リスク管理規程」、大学に「危機管理規則」と「危機管理マニュアル」が整備されている。これらに基づき、万一の事態に対しては学長を本部長とする対策本部を設置し、危機・リスクに迅速に対応し、事業継続を進めることとしている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	学園に「内部統制システム整備の基本方針」、「学校法人柴田学園コンプライアンス規程」「柴田学園 監事監査規程」を設け、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。違反又はそのおそれがある行為に対しても、柴田学園公益通報規程を設け、通報に対応する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学に「情報公開に関する規則」を置き、法令に定められた情報及びステークホルダーに公開すべき情報の公開方針を定めている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーに対しては、ホームページ、学校案内、及び各種 SNS により、法令に定められた公表すべき情報に加え、最近の諸活動状況等を掲載して、大学の理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明